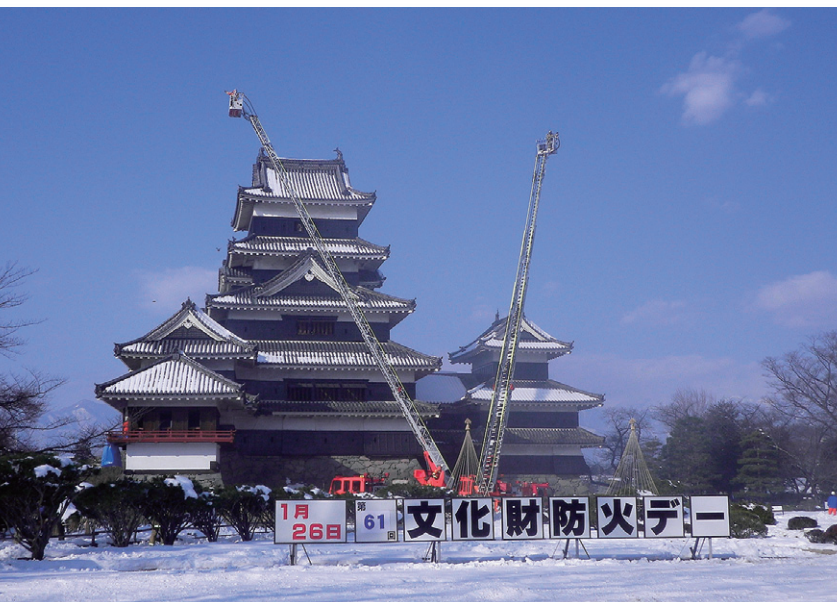


消防の動き



2015
3
No.527

● 消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



消防法施行規則及び特定共同住宅等に… 4 おける必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備等に関する 省令の一部改正について

平成 27 年 3 月号 No.527

巻頭言

「安心で安全に暮らせる都市を目指して」 (さいたま市消防局長 小島 晴夫)

Report

平成 26 年版 救急・救助の現況	5
防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果	9
移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について	11

Topics

消防団の充実強化に向けた総務大臣書簡について	13
第 3 回国連防災世界会議について	15
第 19 回防災まちづくり大賞受賞団体の決定	17
平成 26 年に発生した災害への緊急消防援助隊出動に関する消防庁長官表彰	19
全国救急隊員シンポジウムが相模原市で開催	21

先進事例紹介

奈良市消防団、DMAT、DPAT 合同訓練の実施について (奈良県 奈良市消防局／奈良市消防団)	22
大阪・南河内地域の消防広域化 広域化による連携強化で地域住民の安全・安心の確保を目指す (大阪府 富田林市消防本部)	24

消防通信～望楼

長久手市消防本部 (愛知県) / 行田市消防団 (埼玉県) / 逗子市消防本部 (神奈川県) / 松本広域消防局 (長野県)	26
---	----

消防大学校だより

上級幹部科第 78 期	27
平成 26 年度 警防業務リーダー講習会の開催結果について	28

報道発表等

最近の主な報道発表について (平成 27 年 1 月 26 日～平成 27 年 2 月 20 日)	29
---	----

通知等

最近の通知 (平成 27 年 1 月 26 日～平成 27 年 2 月 20 日)	30
広報テーマ (3 月分)	30

お知らせ

火災予防啓発ビデオの制作・発表について	31
少年消防クラブ活動に参加しませんか	32



■ 表紙
本号掲載記事より

「安心で安全に暮らせる 都市を目指して」



さいたま市消防局長 小島 晴夫

さいたま市は、平成13年5月1日に旧浦和・大宮・与野の3市合併により誕生し、平成15年4月1日には全国で13番目の政令指定都市へと移行しました。その後、平成17年4月1日に旧岩槻市との合併を経たのち、現在10行政区に人口126万人を擁する都市に成長しました。

現在当市では、「のびのびシティ さいたま市」をキャッチフレーズとし、豊かな自然や安心して住める環境とともに発展、進化を遂げていくよう、将来に向け夢と希望のあるまちづくり、しあわせを実感できるまちづくりに全力をあげて取り組んでいます。

当消防局では、東日本大震災以降発生が懸念される、首都直下地震や南海トラフ巨大地震、風水害等の大規模自然災害をはじめ、特殊災害や人為的事故、国際的なテロ災害の発生が危惧されるなど災害の態様も複雑多様化し、市民の安心・安全が脅かされている中、市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市の構築が求められていることから次の4つの事業に重点を置き、事業を推進いたします。

まず、一つ目は「消防署所の計画的整備」です。これは、平成23年8月に策定しました「さいたま市消防力整備計画」に基づき、来年度は、新設する消防署の基本設計を行うとともに、建替移転する消防署用地の取得を行います。

また、整備計画策定以前に政策決定していた消防署の移転建設につきまして、公民館・児童センターとの複合施設として、来年度末に供用を開始する予定です。

なお、整備計画は国の整備指針の改正を踏まえ、見直しを図ります。

次に、二つ目は「消防団の充実強化」です。当市では、平成25年3月に策定しました「消防団充実強化計画」に基づき、来年度も引き続き消防分団車庫の建替えや改修、各分団への無線機の整備等を行います。

また、団員の確保対策として、入団の促進のための広報・啓発を行います。

続いて、三つ目は「消防通信体制の充実強化」です。平成29年2月に耐用期限を迎える現行の消防緊急情報システムについて、新たに指令センター庁舎を建設し、消防救急無線デジタル化と一体的に取り組むものです。

来年度は、システムについて、実施設計を踏まえた機器調達を行い、デジタル無線に関しましては、年度内の運用開始を目指し、引き続き移動局機器の整備を行うとともに、指令センター庁舎の建設工事を行います。

最後に、四つ目は「応急手当の実施率の向上」です。「1世帯に1名の応急手当を身に付けた家族を育成すること」を目標に、引き続き市ホームページで学習できる応急手当WEB講習の公開や応急手当普及啓発用資器材の整備を行います。

消防行政を取り巻く環境は、近年著しく変化しており、災害の規模は大規模化・多様化する傾向にあるとともに、市民の安心・安全に対するニーズもより一層高まっています。126万市民の安心・安全を確保し、また、消防に寄せる市民からの期待に確実に応えるため、当消防局においても、あらゆる消防行政施策を効果的に推進し、消防サービスのさらなる向上に努めてまいります。

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について

予防課

1

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）の改正により、令別表第1（5）項イ並びに（6）項イ及びハに掲げる宿泊施設、病院又は診療所及び社会福祉施設（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）について延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が、令別表第1（6）項ロに掲げる火災発生時に避難が困難な者を主として入所させる社会福祉施設（介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設を除く。）について延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられました。

これに伴い、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）を改正し、令第1条の2第2項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないこととした防火対象物の用途に供される部分以外の部分における自動火災報知設備等の技術上の基準を整備しました。また、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「共住省令」という。）を改正し、火災発生時に避難が困難

な者を主として入所させる有料老人ホーム等の用途に供される部分が存する特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備の技術上の基準について所要の規定の見直しを行いました。

消防庁では共住省令の一部改正案について平成26年12月27日から平成27年1月28日までの33日間、規則の一部改正案について平成27年1月16日から平成27年2月14日までの30日間意見募集（パブリックコメント）を実施し、2月27日に消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令が公布されました。

2 施行期日等

今回の省令のうち、規則の改正規定については平成27年4月1日から、共住省令の改正規定については平成28年4月1日から施行します。

また、既存の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備の技術上の基準については、平成30年3月末まで従前の規定を適用することとします。

問合わせ先

消防庁予防課 吉村、新納
TEL: 03-5253-7523

平成26年版 救急・救助の現況

救急企画室・参事官 広域応援室

1 救急業務の実施状況

①救急出動件数、搬送人員ともに過去最多

平成25年の救急自動車による救急出動件数は590万9,367件（対前年比10万6,922件増、1.8%増）、搬送人員は534万117人（対前年比8万9,826人増、1.7%増）で救急出動件数、搬送人員ともに過去最多を更新しました。これは、約5秒に1回の割合で救急自動車が出動し、国民の約24人に1人が救急搬送されたこととなります。（図1参照）

図1 救急自動車による救急出動件数と搬送人員の推移

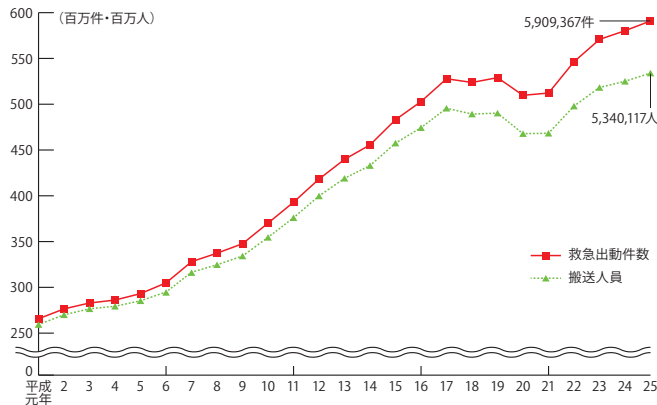


表1 救急自動車による事故種別搬送人員

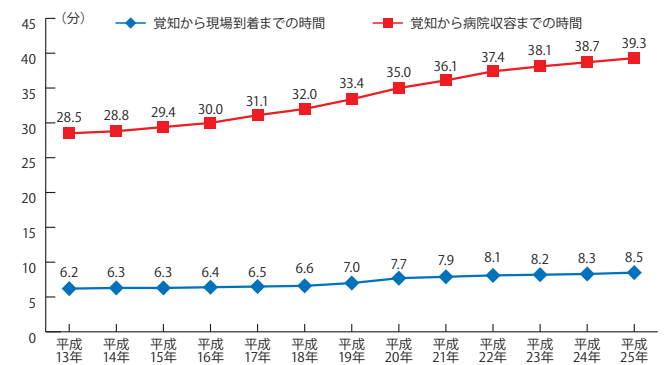
事故種別	平成24年中		平成25年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
急病	3,296,582	62.8	3,370,105	63.1	73,523	2.2
交通事故	539,809	10.3	529,041	9.9	▲10,768	▲2.0
一般負傷	756,575	14.4	776,412	14.5	19,837	2.6
加害	31,617	0.6	30,601	0.6	▲1,016	▲3.2
自損行為	45,081	0.9	43,677	0.8	▲1,404	▲3.1
労働災害	47,309	0.9	48,924	0.9	1,615	3.4
運動競技	37,008	0.7	38,339	0.7	1,331	3.6
火災	6,110	0.1	6,150	0.1	40	0.7
水難	2,475	0.0	2,388	0.0	▲87	▲3.5
自然災害	638	0.0	564	0.0	▲74	▲11.6
その他	487,098	9.3	493,916	9.2	6,818	1.4
合計	5,250,302	100.0	5,340,117	100.0	89,815	1.7

救急自動車による搬送人員を事故種別ごとにみると、急病（337万105人、63.1%）で、次いで一般負傷（77万6,412人、14.5%）、交通事故（52万9,041人、9.9%）の順に多くなっています。（表1参照）

②現場到着所要時間、医療機関収容所要時間ともに過去最長

現場到着までの時間は、全国平均で8.5分（前年8.3分）、病院収容までの時間は39.3分（前年38.7分）となり、過去最長となっています。（図2参照）

図2 現場到着時間と病院収容時間の推移



③搬送人員の49.9%が入院加療を必要としない軽症者

平成25年中の救急自動車による搬送人員の傷病程度をみると、軽症が266万7,527人(49.9%)と最も多く、続いて中等症(210万8,748人、39.5%)、重症(47万4,175人、8.9%)となっています。また、構成比について過去からの推移をみると、軽症は約半数のまま横ばい、中等症は増加し、重症は減少しています。（図3及び図4参照）

図3 救急自動車による傷病程度別搬送人員の状況

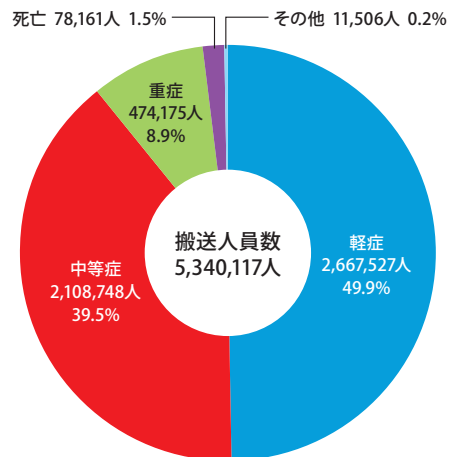
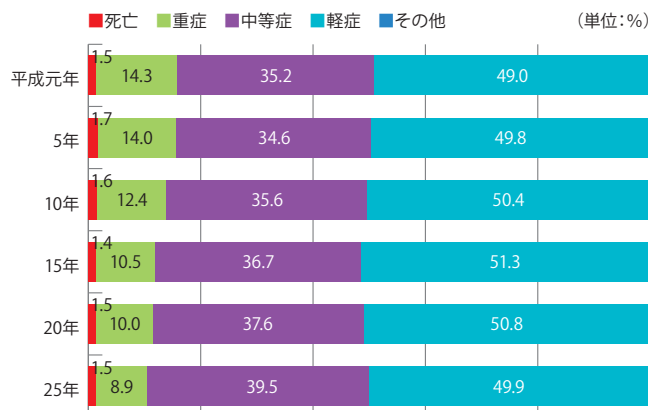


図4 救急自動車による傷病程度別搬送人員構成比の推移



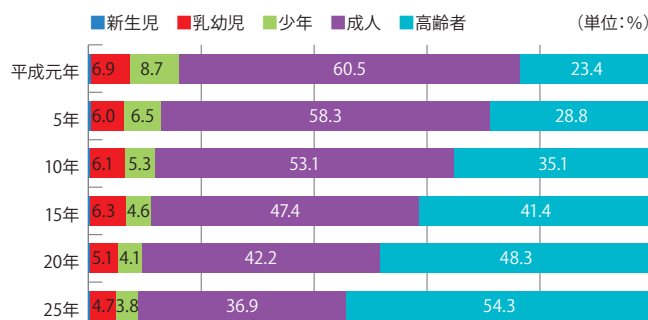
④搬送人員の54.3%が高齢者

平成25年中の救急自動車による搬送人員の年齢区分をみると、高齢者（65歳以上）が290万1,104人（54.3%）で最も多く、続いて成人（18歳以上65歳未満）（197万2,433人、36.9%）となっており、両者で救急搬送の9割を占めています。また、構成比について過去からの推移をみると、高齢者の搬送割合が大きく増加し、高齢者以外の搬送割合は減少しています。（表2及び図5参照）

表2 救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況

年齢区分 程度	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計
死亡	77 (0.6)	478 (0.2)	277 (0.1)	14,814 (0.7)	62,515 (2.1)	78,161 (1.5)
重症	2,161 (15.9)	4,298 (1.7)	4,673 (2.3)	119,468 (6.1)	343,575 (11.9)	474,175 (8.9)
中等症	9,462 (69.6)	52,826 (21.0)	45,316 (22.5)	625,672 (31.8)	1,375,472 (47.4)	2,108,748 (39.5)
軽症	1,802 (13.2)	192,804 (76.6)	150,331 (74.7)	1,207,553 (61.2)	1,115,037 (38.4)	2,667,527 (49.9)
その他	90 (0.7)	1,200 (0.5)	785 (0.4)	4,926 (0.2)	4,505 (0.2)	11,506 (0.2)
合計	13,592 (100.0)	251,606 (100.0)	201,382 (100.0)	1,972,433 (100.0)	2,901,104 (100.0)	5,340,117 (100.0)

図5 救急自動車による年齢区分別搬送人員構成比の推移



⑤応急手当講習普及啓発活動とバイスタンダー¹による応急手当²件数の状況

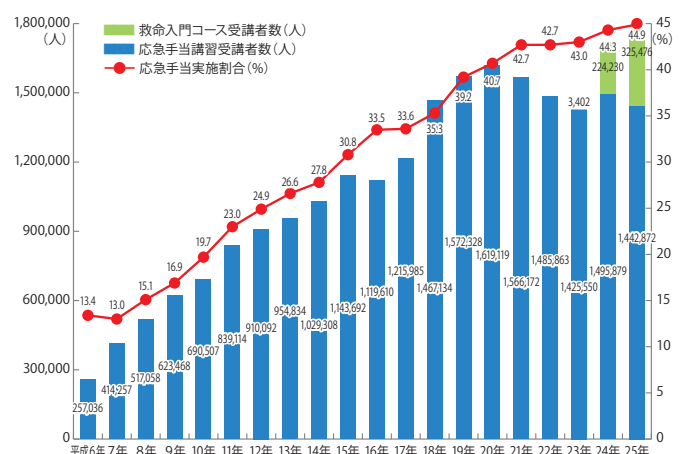
平成25年中の消防機関が実施する応急手当普及講習の修了者数は144万2,872人で、平成21年以降、ほぼ横ばいで推移しています。一方で、救命入門コース（短時間講習）の受講者は事業開始の平成23年以降増加しており、これらを合わせると応急手当講習の受講者は過去最高となっています。

また、救急搬送された心肺機能停止傷病者の44.9%にバイスタンダーによる応急手当が実施されており、その実施割合は年々増加しており、平成25年は過去最高となっています。（図6参照）。

1 救急現場に居合わせた人をいう。

2 胸骨圧迫心マッサージ、人工呼吸、AEDによる除細動をいう。

図6 応急手当講習受講者数と心肺機能停止傷病者への応急手当実施率



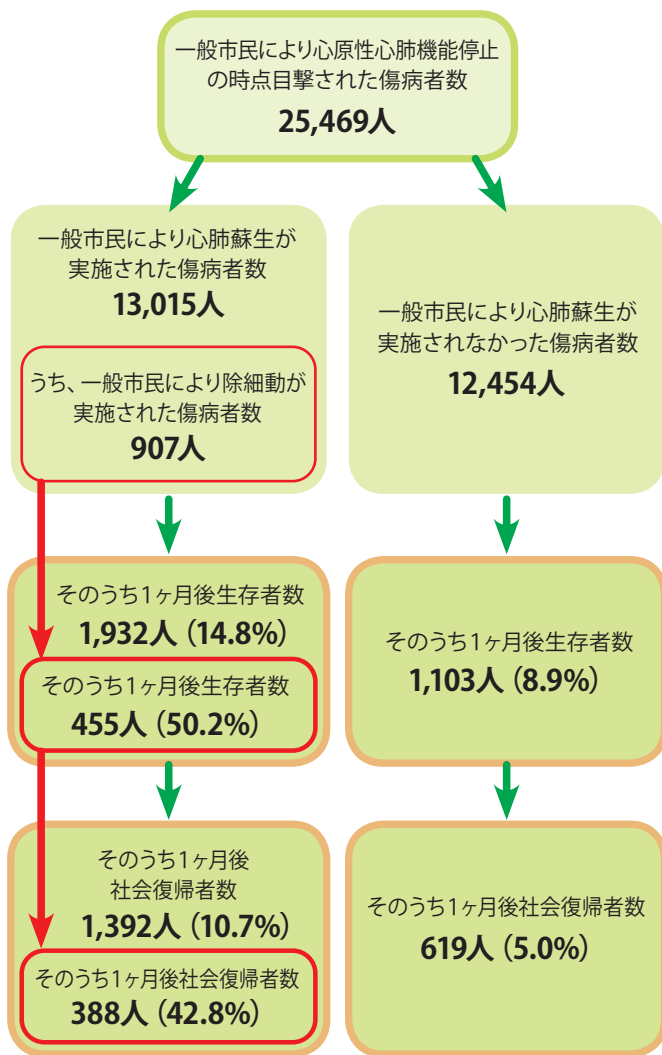
⑥一般市民による応急手当及びAED実施による効果

一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された傷病者は25,469人であり、一般市民により心肺蘇生が実施された傷病者は13,015人（51.1%）となりました。その1ヵ月後生存者は1,932人、1ヵ月後生存率は14.8%であり、心肺蘇生が実施されなかった場合の1ヵ月後生存率8.9%と比較して約1.6倍高くなっています。また、一般市民により心肺蘇生が実施された傷病者のうち1ヵ月後社会復帰者は1,371人、1ヵ月後社会復帰率は10.5%であり、心肺蘇生が実施されなかった場合の1ヵ月後社会復帰率4.8%と比較して約2.2倍高くなっています。

さらに、一般市民によりAEDを使用した除細動が実施された傷病者は907人（3.6%）となりました。その1ヵ月後生存者は455人、1ヵ月後生存率は50.2%であり、

心肺蘇生が実施されなかった場合の1ヵ月後生存率8.9%と比較して約5.6倍高くなっています。また、一般市民によりAEDを使用した除細動が実施された傷病者のうち、1ヵ月後社会復帰者は388人、1ヵ月後社会復帰率は42.8%であり、心肺蘇生が実施されなかった場合の1ヵ月後社会復帰率4.8%と比較して約8.9倍高くなっています。(図7参照)

図7 一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心原性心肺機能停止傷病者への心肺蘇生及びAEDの救命効果



2 救助業務の実施状況

救助出動件数及び救助活動件数は増加する一方で、救助人員は減少

平成25年中の救助活動の実施状況を見ると、救助出動件数は、8万8,392件（対前年比2,086件増、2.4%増）、

救助活動件数は、5万6,915件（対前年比812件増、1.4%増）、救助人員は、5万7,659人（対前年比1,679人減、2.8%減）であり、前年と比較して救助出動件数及び救助活動件数は増加する一方で、救助人員は減少している。(表3参照)

救助出動件数及び救助活動件数の増加の主な要因は、「建物等による事故」が増加したことである。また、救助人員の減少の主な要因は、「交通事故」が大幅に減少したことである。

事故種別ごとに救助活動の実施状況を見ると、救助出動件数では、「火災」等の種別が4,547件（対前年比250件減、5.2%減）と減少する一方で、「建物等による事故」が2万8,855件（対前年比1,219件増、4.4%増）と増加している。なお、「建物等による事故」は全体の32.6%を占めており、昭和55年以降第1位の「交通事故」を抜き、第1位の種別となっている。次いで「交通事故」2万8,147件(31.8%)、「火災」4,547件(5.1%)の順となっている。(図8参照)

救助活動件数では「交通事故」等の種別で減少する一方で、「建物等による事故」が2万2,220件（対前年比837件増、3.9%増）と増加し、全体の39.0%を占めており、平成20年以降、第1位の種別となっている。次いで「交通事故」1万5,828件(27.8%)、「火災」4,547件(8.0%)の順となっている。(図9参照)

救助人員では、「交通事故」等の種別で減少する一方で、「建物等による事故」が増加し2万758人（対前年比796人増、4.0%増）で、全体の36.0%を占めており、昭和53年以降第1位の「交通事故」を抜き、第1位の事故種別となっている。次いで「交通事故」2万333人(35.3%)、「水難事故」2,585人(4.5%)の順となっている。(図10参照)

平成25年中の緊急消防援助隊による救助活動は、台風第26号による伊豆大島土砂災害において実施している。(表4参照)

表3 救助出動件数、救助活動件数及び救助人員の推移

年	救助出動件数		救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減率(%)	件数	対前年増減率(%)	人員	対前年増減率(%)
平成21年	81,567	0.0	53,114	△0.3	54,991	1.4
平成22年	84,264	3.3	55,031	3.6	58,682	6.7
平成23年	87,896	4.3	57,641	4.7	63,618	8.4
平成24年	86,306	△1.8	56,103	△2.7	59,338	△6.7
平成25年	88,392	2.4	56,915	1.4	57,659	△2.8

図8 救助出動件数（救助隊等が出動した件数）

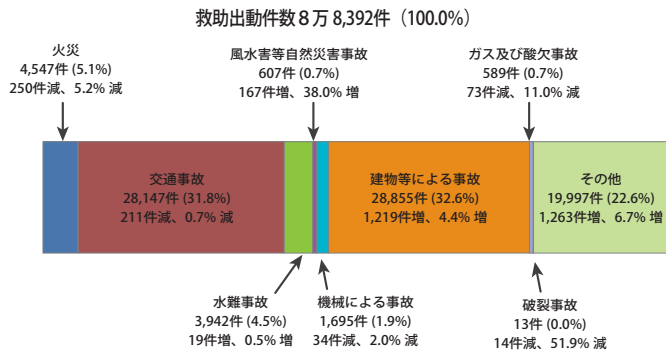


図9 救助活動件数（救助隊等が実際に活動した件数）

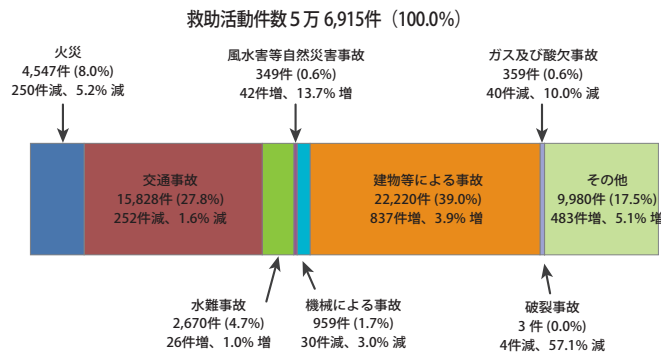


図10 救助人員（救助隊等が救助活動により救助した人員）

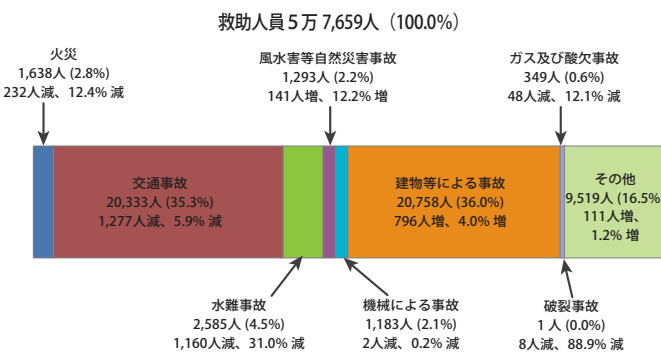


表4 緊急消防援助隊救助隊の救助活動状況 (平成25年中)

災害名	出動月日	出動隊数	出動人員
台風第26号による伊豆大島土砂災害	10月16日	4	21
	10月17日～10月19日	各日12	186
	10月20日	13	71
	10月21日～10月31日	各日12	689
計	16日間	延べ185	延べ967

3 消防防災ヘリコプターによる救助・救急活動

消防防災ヘリコプターの救助出動件数は過去最多を記録

平成25年中の消防防災ヘリコプターの出動実績は、火災出動1,178件（対前年比253件増、27.4%増）、救助出動2,082件（対前年比47件増、2.3%増）、救急出動3,256件（対前年比10件増、0.3%増）、情報収集・輸送等出動243件（対前年比56件増、29.9%増）、緊急消防援助隊活動109件（対前年比109件増）、合計6,868件（対前年比475件増）となっている。（図11及び表5参照）

図11 消防防災ヘリコプターの出動件数の推移 (平成21年～平成25年)

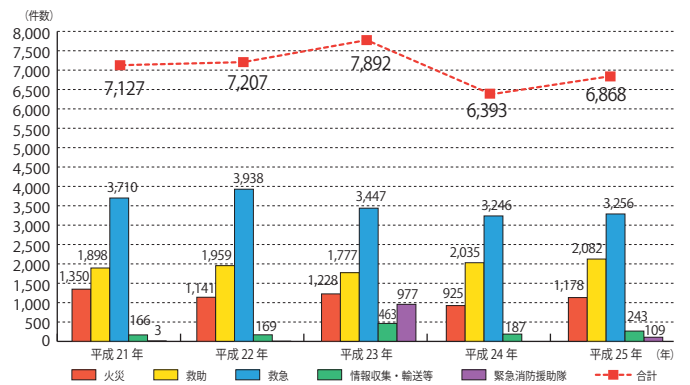


表5 緊急消防援助隊航空隊の出動件数及び救助・救急搬送人員の推移 (平成21年～25年)

年・災害名	区分	緊急消防援助隊航空隊出動件数	緊急消防援助隊航空隊による救助・救急搬送人員
		平成21年	駿河湾を震源とする地震
平成23年	東日本大震災	977	1,552
平成25年	台風第26号による伊豆大島土砂災害	109	0

問い合わせ先

(救急) 消防庁救急企画室救急連携係
TEL: 03-5253-7529
(救助) 消防庁国民保護・防災部参事官付
TEL: 03-5253-7507
(航空) 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室航空係
TEL: 03-5253-7527

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、わが国はこれまで幾多の大地震による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模な地震の発生が懸念されています。

そうしたなか、庁舎、消防署、学校などの地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等は、多数の方々の利用が見込まれるほか、災害発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所となるなど、防災拠点として重要な役割を果たすものであり、これらの施設等の耐震化は極めて重要です。

消防庁では、平成13年度から地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等の耐震率等の調査を実施しており、このたび、平成25年度末時点の調査結果が取りまとめられましたので報告します。

2 調査内容

(1) 平成25年度末耐震率：85.4%（図1）

平成25年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で19万201棟あります。このうち16万2,505棟の耐震性が確保されており、耐震率は85.4%となります。前回調査（平成24年度末：82.6%）と比較すると、2.8ポイント上昇しました。

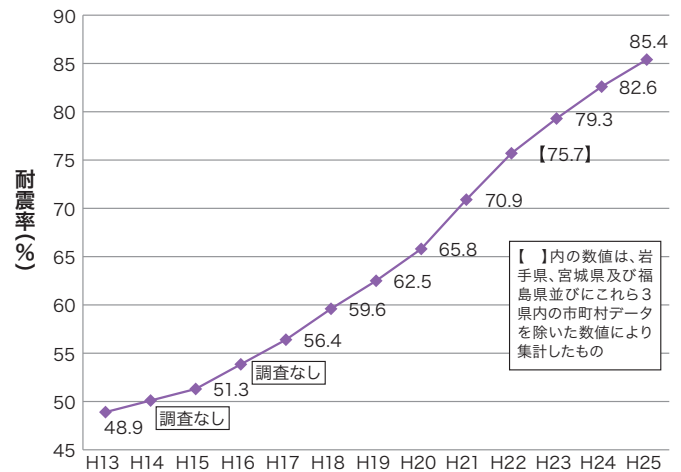
なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
- ② 耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物

③ 耐震改修整備を実施した建築物

調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



(2) 耐震率の高い都道府県

耐震率の高い上位3都道府県は、次のとおりです（括弧内は平成24年度末の数値）。

- 1 東京都96.7%（95.8%）
- 2 静岡県94.7%（93.6%）
- 3 愛知県94.5%（93.7%）

都道府県別では、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の都県が、上位に多くなっています（強化地域内の都県：東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）。

(3) 耐震率の高い施設

耐震率の高い上位3施設は、次のとおりです（括弧内は平成24年度末の数値）。

- 1 文教施設（校舎・体育館）91.2%（87.6%）
- 2 消防本部・消防署所 83.8%（82.0%）
- 3 診療施設 82.4%（79.3%）

また、施設別の耐震率は、表1のとおりです。

表1 施設別の耐震率（都道府県+市町村）

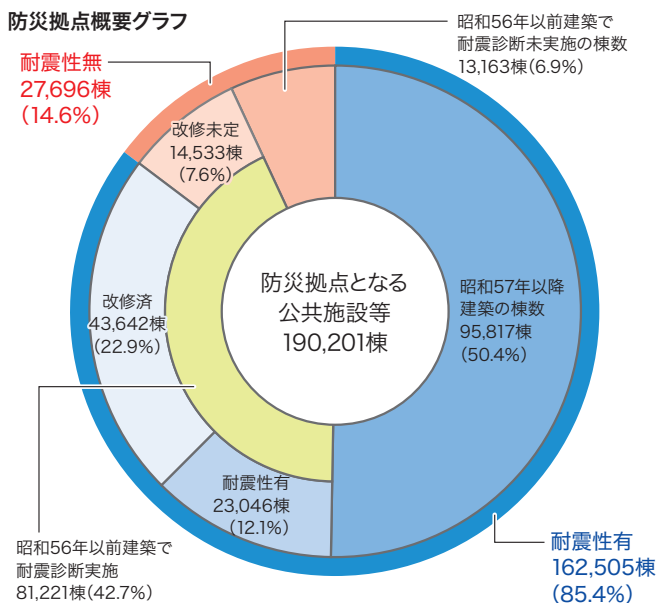
	全棟数			昭和56年以前建築の全棟数に占める割合	耐震診断実施棟数	改修の必要がない棟数(耐震性有)	改修の必要がある棟数	改修済棟数	平成25年度耐震済の棟数	平成25年度耐震率
	A	B	C							
1 社会福祉施設	21,473	11,962	9,511	44.3%	6,581	3,589	2,992	1,708	17,259	80.4%
2 文教施設(校舎・体育館)	110,932	48,522	62,410	56.3%	61,072	14,906	46,166	37,727	101,155	91.2%
3 庁舎	8,784	4,208	4,576	52.1%	3,512	950	2,562	1,147	6,305	71.8%
4 県民会館・公民館等	16,656	10,095	6,561	39.4%	3,662	1,372	2,290	862	12,329	74.0%
5 体育館	4,736	2,845	1,891	39.9%	1,147	291	856	410	3,546	74.9%
6 診療施設	2,889	2,042	847	29.3%	548	210	338	129	2,381	82.4%
7 警察本部・警察署等	5,269	3,454	1,815	34.4%	1,043	344	699	425	4,223	80.1%
8 消防本部・消防署等	5,444	3,411	2,033	37.3%	1,447	687	760	465	4,563	83.8%
9 その他	14,018	9,278	4,740	33.8%	2,209	697	1,512	769	10,744	76.6%
合計	190,201	95,817	94,384	49.6%	81,221	23,046	58,175	43,642	162,505	85.4%

(4) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

耐震性が確保されている16万2,505棟の内訳は、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…9万5,817棟
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万3,046棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物…4万3,642棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



3 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

調査から、防災拠点となる公共施設等の耐震化が着実に進んでいることが分かりますが、各地方公共団体においては、耐震診断及び耐震改修の促進はもとより、数値目標の設定、耐震診断結果の公表なども含めた、早急かつ計画的な耐震化の推進が望まれます。

公共施設等の耐震化に要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、普通交付税の基準財政需要額への算入率70%）の対象としており、消防庁では、特に消火、救急・救助活動の拠点となる消防本部・消防署所については、緊急防災・減災事業債の事業期間である平成28年度までの耐震化に取り組むよう、地方公共団体の取組を支援していきます。

※防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成27年2月）リンク先

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/02/270218_houdou_2.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課 震災対策係 辰巳
TEL: 03-5253-7525

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

危険物保安室

1 はじめに

危険物を運搬する車両（以下、「移動タンク貯蔵所等」という。）による事故が発生すると、国民の生命、身体、財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、消防庁では、例年11月1日から11月30日までの1ヶ月間を中心に、関係機関と連携し、移動タンク貯蔵所等の立入検査を実施しています。

今般、平成26年度に実施した立入検査について、取りまとめが完了しましたので、その結果をお知らせいたします。

2 不適合車両は増加の傾向

平成26年度（平成26年11月1日～11月30日）に全国で実施した、移動タンク貯蔵所等における立入検査の結果、23,066台中4,356件の車両に何らかの基準違反が認められました。不適合率は18.88%となり、昨年と比較すると0.68%増加し、依然として高い状況となっています。（表1、表2参照）

個別に見ると、定期点検に係る義務違反が1,337件と、他の項目に比べて非常に多く憂慮される状況です。

その他、違反件数が多い項目として、「完成検査済証等備え付け義務違反」、「表示、標識の未設置等」、「危険物取扱者の保安講習義務違反」などが挙げられます。（表3参照）

3 イエローカードの携行状況

立入検査にあわせ、イエローカード（輸送時の事故における措置、連絡通報事項を明記した書面）の携行状況

について確認したところ、移動タンク貯蔵所では98.4%（309台／314台）、危険物運搬車両では81.0%（34台／42台）の携行率となりました。（調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。）

昨年と比較すると、移動タンク貯蔵所では0.7%、危険物運搬車両では7.0%の増加となっています。

4 危険物の移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び危険物の運搬における事故の発生を防止するため、今回の立入検査の結果を踏まえ、下記に掲げる事項を重点項目として、今後もより一層の保安確保を徹底してまいります。

【重点項目】

1 移動タンク貯蔵所に関する事項

- （1）定期点検（特に5年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備付けの徹底
- （2）必要な消火設備（消火器2個以上）の設置及び維持管理の徹底
- （3）危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備並びに標識の設置と維持管理の徹底（貯蔵物品の正確な表示等）
- （4）電気設備又は設置導線の維持管理の徹底（断線の有無の確認等）
- （5）危険物取扱者免状の携帯及び危険物取扱者の保安講習受講の徹底

2 危険物運搬車両に関する事項

- （1）車両の前後の見やすい位置への標識の設置及び運搬する危険物に適応する消火設備の設置の徹底
- （2）転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底
- （3）必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底

詳しくは消防庁ホームページをご参照ください。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2701/pdf/270109_ki11.pdf

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 清水・黒木
TEL: 03-5253-7524

表1 立入検査の実施結果状況

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両			警察機関との協力状況	
			実施車両数		不適合車両数		無許可車両数		不適合車両数等		実施車両数	不適合車両数	認識状況不良車両数		
			うち他行政庁	(a)	うち他行政庁	(b)	うち他行政庁	(a+b)	うち他行政庁						
道路上	584	807	1,827	1,118	426	229	3	2	429	231	355	54	3	有無	8025
常置場所	421	5,145	12,820	7	2,194	1	10	2	2,204	3					
危険物の積卸し場所	64	168	706	173	86	15	1	1	87	16	117	9	0		
その他	236	852	7,112	12	1,561	3	6	1	1,567	4	129	6	0		
合計	*730	6,972	22,465	1,310	4,267	248	20	6	4,287	254	601	69	3		

※は延べ数ではなく実数である

表2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合計		
	実施車両数	不適合等車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合等車両数	不適合率(%)
平成22年度	23,574	4,076	17.29	747	95	12.72	24,321	4,171	17.15
平成23年度	23,019	4,126	17.92	730	74	10.14	23,749	4,200	17.68
平成24年度	23,073	4,117	17.84	719	67	9.32	23,792	4,184	17.59
平成25年度	22,698	4,174	18.39	665	79	11.88	23,363	4,253	18.20
平成26年度	22,465	4,287	19.08	601	69	11.48	23,066	4,356	18.88

表3 基準不適合車両の項目別内訳

項目	項 目	不適合車両数		増減数			
		26年度	25年度				
移動タンク貯蔵所	貯蔵、取扱の基準不適合(法第10条3項)	許可品目以外の貯蔵(政令第24条第1号)	14	21	-7		
		貯蔵、取扱の不備による流出等(政令第24条第1項第8号、政令第26条第1項第7号)	95	68	27		
		マンホールのふた不適合	19	25	-6		
		完成検査済証等備え付け義務違反(政令第26条第1項第9号)	576	581	-5		
		その他の貯蔵、取扱の基準違反(政令第24条~第27条(上記の各項目を除く))	160	196	-36		
		小 計	845	866	-21		
	動 庫	常置場所に係る基準不適合(政令第15条第1項第1号)		66	89	-23	
			タンク本体に係る基準不適合(政令第15条第1項第2号、第3号、第7号、第8号)	塗料の剥離発錆	278	212	66
			変形、破損	21	17	4	
			流出有	0	0	0	
			その他	53	60	-7	
		附属装置に係る基準不適合(政令第15条第1項第4号(防波板を除く)、第5号、第6号)	変形、破損	52	43	9	
			機能不良	54	57	-3	
			その他	57	66	-9	
		配管及び弁等に係る基準不適合(政令第15条第1項第9号~第12号)	変形、破損	36	23	13	
流出有			4	0	4		
機能不良	173		138	35			
その他	155		113	42			
電気設備、接地導線の不良等(政令第15条第1項第13号、第14号)	表示、標識の未設置等(政令第15条第1項第17号)	未設置、不足	42	67	-25		
		その他	516	488	28		
	消火器の未設置等(政令第20条)	未設置、不足	91	66	25		
		その他	725	640	85		
	その他の設備等の基準不適合(政令第15条第1項(上記各号を除く))		544	589	-45		
	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第2項)	IMDGコード不適合	0	0	0		
		給油タンク車の特例基準不適合(政令第15条第3項)	6	2	4		
アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第4項)		0	7	-7			
	小 計	3570	3341	229			
移送の基準不適合(法第16条の2)	危険物取扱者無乗車(法第16条の2第1項)	14	7	7			
	運転要員不足(政令第30条の2第2号)	0	0	0			
	危険物取扱者免状不携帯(法第16条の2第3項)	38	48	-10			
	その他の移送基準に係る不適合(政令第30条の2第1号及び第3~5号)	20	21	-1			
		小 計	72	76	-4		
定期点検に係る義務違反(法第14条の3の2)		1337	1325	12			
	漏れの点検未実施	492	534	-42			
		418	468	-50			
	危険物取扱者の保安講習義務違反(法第13条の23)						
	合 計	6242	6076	166			
危険物運搬車両	運搬容器の技術上の基準不適合(政令第28条)	収納、表示不適合(政令第29条第1号、第2号)	5	4	1		
			11	8	3		
		積載方法基準不適合(政令第29条)	流出有	0	1	-1	
		積載不適合(政令第29条第3号、第4号、第7号)	13	20	-7		
		被覆不適合(政令第29条第5号)	0	0	0		
	混載不適合(政令第29条第6号)	0	2	-2			
		小 計	24	30	-6		
	運搬方法基準不適合(政令第30条)	標識(政令第30条第1項第2号)	未掲示、不足	7	9	-2	
			その他	7	10	-3	
		消火器(政令第30条第1項第4号)	未設置、不足	18	15	3	
		その他	22	21	1		
	その他	8	19	-11			
	小 計	62	74	-12			
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	3	5	-2			
	合 計	94	113	-19			

消防団の充実強化に向けた総務大臣書簡について

地域防災室

1 総務大臣書簡（都道府県知事・市区町村長宛て）

昨年の長野県北部を震源とする地震や、伊豆大島と広島市における大規模な土砂災害時等においても、消防団は長期にわたって地域住民の救助活動等に従事しました。このように、消防団は、地域防災力の中核として、地域の安心安全を担い、地域コミュニティの活性化に貢献していますが、一方で、消防団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が危惧されています。

消防団の充実強化を図るため、高市総務大臣から都道府県知事及び市区町村長に対し、平成27年2月13日付けで書簡を發出し、消防団員を確保するため、女性の消防団への加入促進、大学生などの若い人材の確保、消防団協力事業所表示制度の導入促進、在勤者及び地方公務員の入団促進などに積極的に取り組んでいただくよう、都道府県知事及び市区町村長に依頼しました。

政府は、我が国が直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組むため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、昨年末に長期ビジョンと総合戦略を策定しました。これらに基づき、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るため、消防団や自主防災組織等の充実強化を図ることとしています。

特に、女性消防団員の活動は、応急手当や火災予防の普及啓発、実災害の消火活動や後方支援活動など多岐にわたり、女性ならではのきめ細やかな活動が、住民の高い評価を得ており、女性消防団員の更なる加入促進が重要と考えております。

昨年十月に内閣総理大臣を本部長とした「すべての女性が輝く社会づくり本部」において政策パッケージを策定し、女性消防団員の加入促進を盛り込みました。

貴職におかれましては、女性の消防団への加入促進に向けた積極的なお取組をお願い申し上げます。

また、消防団員を長期的に確保していくためには若い人材の確保が重要です。

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等に対して、就職活動を支援するため、市町村が「学生消防団活動認証証明書」を交付する制度を創設していますので、大学生等の入団促進に活用していただきますようお願い申し上げます。

昨年発生した長野県北部を震源とする地震では、甚大な被害が生じたにもかかわらず、住民の日頃からの付き合いや消防団による救助活動等により、犠牲者を一人も出さず、共助の重要性が改めて認識されました。また、昨今、伊豆大島や広島市等において大規模な土砂災害が生じ、消防団が長期にわたって地域住民の救助活動等に従事しました。

このように、消防団は地域防災力の中核として地域の安心安全を担い、地域コミュニティの活性化に貢献しています。

しかし、消防団の団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が危惧されているところであります。

近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、台風、局地的な豪雨、豪雪、火山の噴火などによる災害が発生し、また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生も危惧されています。地域の高齢化が進む中で、これらの災害に対応する「地域防災力の充実強化」は喫緊の課題です。

貴職におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃より、地域住民の安心安全確保のために御尽力いただいておりますことに、心より敬意を表し、感謝申し上げます。

また、被用者が消防団員の約7割を占めており、事業者のご理解とご協力が不可欠です。「消防団協力事業所表示制度」を導入していない市町村においては当該制度の導入を図るとともに、在勤者の入団を認めていない市町村においては条例改正等に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

さらに、これまでも地方公務員の消防団への加入促進を図っていたところですが、貴団体の職員の方々も積極的に入団について、引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

私は、国民の生命と財産を守り抜くことが「国の究極の使命」だと考えています。一昨年に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、消防行政の充実以上に努力をしてまいります。

貴職の益々のご活躍を祈念申し上げます、ご協力をお願いし、失礼致します。

平成二十七年二月十三日

敬具

総務大臣

高市早苗

都道府県知事 殿（市区町村長 殿）

2 経済団体への働きかけ

都道府県知事及び市区町村長宛ての書簡に加え、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会に対しても、高市総務大臣から書簡を發出し、女性を含む従業員の消防団への加入等について依頼しました。

今後、消防団活動に協力していただいている優良な事業所に対して、6月を目途に高市総務大臣から感謝状を贈呈するとともに、経済団体との意見交換を実施する予定です。

平素より、地域経済の発展及び地域の安心安全確保のために、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、台風、局地的な豪雨、豪雪、火山の噴火などによる災害が発生し、また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生も危惧されています。

地域の高齢化が進む中で、これらの災害に対応する「地域防災力の充実強化」は喫緊の課題となっております。

昨年発生した長野県北部を震源とする地震では、甚大な被害が生じたにもかかわらず、住民の日頃からの付き合いや消防団による救助活動等により、犠牲者を一人も出さず、共助の重要性が改めて認識されました。また、昨今、伊豆大島や広島市等において大規模な土砂災害が生じ、消防団が長期にわたって地域住民の救助活動等に従事しました。

このように、消防団は地域防災力の中核として地域の安心安全を担い、地域コミュニティの活性化に貢献しています。

しかしながら、消防団の団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が危惧されています。

政府は、我が国が直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組むため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、昨年末に長期ビジョンと総合戦略を策定しました。

これらに基づき、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るため、消防団等の充実強化を図ってまいります。

しかし、行政の取組だけでは地域防災力の充実強化を図ることはできません。

特に、被用者が消防団員の約7割を占めていることから、事業者の皆様の御理解と御協力が不可欠です。事業者の皆様におかれましては、従業員の方々の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、例えば、勤務の免除やボランティア休暇、消防団活動を行うことがプラスに評価される仕組みなど、できる限り配慮していただきますようお願い申し上げます。

政府は、「女性が輝く社会」を作ることを最重要政策の一つに掲げています。女性消防団員は、女性ならではのきめ細やかな活動によって住民の高い評価を得ていますので、女性従業員の方々の消防団加入についても、御理解をいただきたく存じます。

また、自衛消防組織を有する事業所におかれましては、その構成員の消防団への加入促進を図っていただけましたら幸いです。

消防団員を長期的に確保していくためには若い人材の確保が重要です。真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等に対して、市町村が「学生消防団活動認証証明書」を交付しますので、採用に当たり、大学生等から当該証明書の提出があった場合には、積極的にご評価をいただきますようお願い申し上げます。

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、行政などの多様な主体が適切に役割分担をしながら、相互に連携して取り組むことが重要であり、一昨年に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」においても、このような基本的な認識が改めて確認されました。

各事業者におかれましては、地域を支える主体として、事業資産はもとより地域住民たる従業員の生命・財産を守っていただくために、ともに地域防災力を担っていただくことを切望いたします。

ご多用の折から恐縮に存じますが、会員の皆様に、本依頼書につき、ご通知をいただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会及び会員の皆様の一層の御発展をお祈り申し上げます。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 岡地
TEL: 03-5253-7561

第3回国連防災世界会議について

参事官

1 国連防災世界会議とは

国連防災世界会議は、国際的な防災戦略について議論する国連主催の会議です。

第1回会議は平成6年（1994年）に横浜市で、第2回会議は平成17年（2005年）に神戸市で開催され、第2回会議では、平成17年から平成27年（2015年）までの国際的な防災の取組指針である「兵庫行動枠組（HFA: Hyogo Framework for Action）」が策定されました。

2 第3回国連防災世界会議について

第3回国連防災世界会議は、平成27年3月14日（土）から18日（水）まで仙台市で開催されます。各国首脳、閣僚、国際機関代表、国際認定NGOなど5千人、全体で4万人以上の参加が見込まれており、「兵庫行動枠組」の後継枠組を策定するとともに、東日本大震災からの被災地の復興や防災に関する我が国の知見を世界に発信する重要な会議となります。

また、会議期間中には、国連主催の本体会議とは別に、政府機関、地方自治体、NPO、NGO、大学、諸団体などが主催する復興防災をテーマとしたシンポジウム・展示などのパブリックフォーラム（関連事業）が多数開催されます。

〈第3回国連防災世界会議 概要〉

- 日程 平成27年3月14日（土）～18日（水）
- 構成

【本体会議】

- ・主催：国際連合
- ・参加者：国連全加盟国、国際機関、国際認定NGO等
- ・会場：仙台国際センター

【パブリックフォーラム（関連事業）】

- ・主催：政府機関、地方自治体、NPO、NGO、大学、諸団体等
- ・参加者：延べ4万人以上を予定
- ・会場：仙台市及び東北の複数会場

3 本体会議について

本体会議は、「兵庫行動枠組」の後継枠組の策定に向けて議論する「全体会合」と各国の閣僚（一部有識者を含む。）により防災全般の展望を議論する「政府間対話」、有識者により個別のテーマについて議論する「ワーキングセッション」で構成されます。

4 総合フォーラムについて

パブリックフォーラム（関連事業）の中核事業として、日本政府、仙台開催実行委員会が主催する「総合フォーラム」が開催されます。

消防庁は、3月14日（土）15:30～17:30、東北大学百周年記念会館川内萩ホールにおいて、「地震、津波、土砂災害時等における消防団、地域住民の役割」というテーマに沿ってフォーラムを開催し、以下の方に活動事例発表を行っていただき、室崎益輝神戸大学名誉教授に総括をしていただく予定です。



UN World Conference on
Disaster Risk Reduction
2015 Sendai Japan

〈公式ロゴマーク〉

災害に対して強靱（レジリエント）な社会に向けて、人々が共に手を携えて行動を起こすイメージを表しています。また、ロゴに使用されている5つの色は、2005年以来、災害リスク軽減に向けたグローバルな取り組みにおいて中心的な役割を果たしてきた「兵庫行動枠組2005-2015（HFA）」の5つの優先行動を表しています。

【活動事例発表】

- ・宮城県南三陸町役場 佐々木由貴氏
「東日本大震災を経験して」
- ・福島県南相馬市消防団団長 長澤初男氏
「東日本大震災 南相馬市の状況と消防団活動」
- ・岩手県立大学総合政策学部1年 菊池のどか氏
「いのちでんこ～釜石東中学校の活動～」
- ・長野県白馬村堀之内区自主防災組織会長 鎌倉宏氏
・同村 三日市場区自主防災組織会長 太田史彦氏
「長野県神城断層地震時における自主防災組織の活動」
- ・東京都大島町消防本部次長 羽根高明氏
「台風26号土砂災害 大島町消防団活動報告」

5 屋外展示の実施について

消防庁では、我が国の優れた消防科学技術や東日本大震災を踏まえた対策等を紹介するために、仙台市役所と夢メッセみやぎ屋外展示場において屋外展示を行います。

仙台市役所では、3月14日（土）・15日（日）の2日間、消防研究センターによる消防用偵察ロボット、無人ヘリ、パネル等の消防科学技術の展示や水陸両用バギーの展示を行います。

また、仙台市消防局特別高度機動救助隊が高層階にいる逃げ遅れた人を救出、市役所屋上から地上部分に張られたロープを降下する消防救助演習を行うとともに、東京消防庁第三消防方面本部消防救助機動部隊は化学災害の現場から傷病者を救出・救護する消防演習を行います。

その他、演習実施中以外は、演習に参加する消防特殊車両等の展示も行います。

夢メッセみやぎでは、3月15日（日）から17日（火）まで「防災産業展in仙台」が開催され、このイベントの特別企画として屋外展示場において習志野市消防本部の「拠点機能形成車両」と新潟市消防局の「津波・大規模風水害対策車両」を展示します。

大規模災害発生時に被災地での長期間にわたる消防活動の支援拠点となる「拠点機能形成車両」には大型エアータント、調理器具などが装備されています。

また、津波や大規模風水害により浸水した地域において人命救助活動を支援する「津波・大規模風水害対策車両」には、高い踏破性能を有する水陸両用バギーが積載されており、会場では水陸両用バギーによる人命救助のデモンストレーション走行を行います。



拠点機能形成車両



津波・大規模風水害対策車両

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官
TEL: 03-5253-7507

第19回防災まちづくり大賞受賞団体の決定

地域防災室

平成27年2月9日（月）、ホテルルポール麹町（東京都千代田区平河町2-4-3）において第19回防災まちづくり大賞表彰式が行われました。

防災まちづくり大賞は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、防災に関する優れた取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強いまちづくりの一層の推進に資することを目的に、平成8年度から実施しており、今回で19回目を迎えました。

本年度は全国各地から97の事例が寄せられ、学識経験者等で構成される選定委員会において、他の地域の参考となる等の優れた取組19事例が選定されました（受賞事例の内訳は表のとおりです）。

大規模災害による被害を軽減するためには、地域の防災力を強化することが必要であり、とりわけ地域の方々の「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神に支えられた自主的な防火・防災活動を推進していただくことが重要です。

平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の多様な主体が、適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことの重要性が示されました。

受賞団体の皆様には、今回の受賞を機に、より一層活動を充実・発展させていただき、今後も地域防災力の強化に御尽力いただけることを期待しています。



主催者挨拶をするあかま二郎総務大臣政務官



表彰状授与の様子

受賞事例一覧

応募総数		97
表彰名	総務大臣賞	3
	消防庁長官賞	6
	日本防火・防災協会会長賞	10
受賞事例総数		19

総務大臣賞受賞事例の紹介

団体名：高知県立須崎高等学校

事例名：須崎で奇跡をおこすために～津波による犠牲者ゼロへの提言～

所在地：高知県須崎市

概要：高知県立須崎高等学校は、教育重点目標の一つに「防災・減災教育の推進」を掲げ、地域と連携を図りながら南海トラフ地震に備えた防災・減災教育に取り組むとともに、将来、防災リーダーとして地域に貢献できる市民の育成を目指し、各学年でのテーマ設定による防災ロングホームの実施や「南海地震フォーラム」の開催など、発信を視野に入れた組織的、計画的な実践が行われている。平成22年度には、須崎市と「のこそう未来の須崎～防災・減災パートナー協定」を締結したことを契機に、南海地震への防災・減災教育の取組を具現化するとともに、生徒の防災に対する意識の向上を目的とした「南海地震フォーラム」を開催し、今年度で5回目を数えている。さらに、今年度は市内での現地調査を行い、高校生の視点での新たな防災・減災対策を考え、須崎市に対して、生徒自らが地域に出向き、高齢者と一緒に行う避難経路の確認や生徒が企画した避難訓練の実施、家具転倒防止金具の取付補助、旅行者等にも配慮した看板作りの提案等の内容を盛り込んだ「須崎で奇跡をおこすために～津波による犠牲者ゼロへの提言～」を行った。

団体名：安中地区まちづくり推進協議会

事例名：雲仙普賢岳の噴火終了後の復興段階に応じた継続的な防災まちづくり活動

所在地：長崎県島原市

概要：安中地区まちづくり推進協議会は、雲仙普賢岳の噴火時に発生した大規模な土石流による壊滅的な被害を受けた島原市安中三角地帯において長期的なまちづくりに取り組むため、地域の農漁業者、長寿会、婦人会、青年会などの各種団体により住民主導で設置された協議会である。被災したわれん川の復元や安中梅林の再生を

行うとともに、噴火により被災した地域への情報提供や支援活動を目的として相互支援ネットワークを立ち上げ、輪番でフォーラムを開催している。また、安中防災塾を立ち上げ、災害伝承にも努めている。これらの活動を通じて、行政機関や各関係機関とも信頼関係が生まれ、地域内にとどまらない被災地交流や防災・減災活動が可能となった。

団体名：宮野浦むらの覚悟委員会

事例名：大地震・大津波に備える「むらの覚悟委員会」の取り組みについて

所在地：大分県佐伯市

概要：宮野浦地区は水産業及び水産加工業が盛んであるが、その施設が集中している地区では、住民400名に対し、施設に勤務する人は2倍以上の900名を超える状況であり、地震・津波に対する防災対策は、住民だけでなくこれらの人々に対しても急務とされていた。来たるべき災害から住民を守りたいという地区役員と、従業員を守りたいという水産加工施設の経営者との思いが、今のうちに何らかの対策をしておかなければこの地区と産業が消滅してしまうという同じ「覚悟」となり、「むらの覚悟委員会」が設立された。この委員会では、地区内における危険箇所の検証（防災マップ作成）や避難路の整備及び維持、冊子「むらの覚悟」の発刊、避難所（「輸出用コンテナ」を改造した防災備蓄庫）の建設、備蓄品準備委員会による備蓄品の内容の検討、住民参加型「持ち寄り方式」による備蓄品の収集活動、蓄電池等の設置、災害時の包括支援協定の締結、住民に対する災害の「見える化」（GPS測量による津波浸水区域の3Dマップ作成）、独自の避難訓練、避難所体験等様々な活動を実施している。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 山下、橋本、山本
TEL: 03-5253-7561

平成26年に発生した災害への緊急消防援助隊出動に関する消防庁長官表彰

広域応援室

1 災害概要

(1) 広島市における土砂災害

平成26年8月20日（水）に広島市で発生した土砂災害は、死者74名、負傷者69名を出すなど甚大な被害をもたらしました。

この災害に対し、消防庁長官の求めにより、7府県から延べ694隊2,634名の緊急消防援助隊が出動し、現地で救出活動や被害情報の収集等に従事しました。

(2) 御嶽山における噴火災害

平成26年9月27日（土）に御嶽山で発生した噴火災害は、長野・岐阜両県において死者57名、行方不明者6名、負傷者69名を出すなど甚大な被害をもたらしました。

この災害に対し、消防庁長官の求めにより、6都県から延べ1,049隊4,332名の緊急消防援助隊が出動し、標高3,000メートルの急峻で過酷な環境下において救出活動等に従事しました。

(3) 長野県北部を震源とする地震災害

平成26年11月22日（土）に長野県で発生した地震災害は、負傷者46名を出す被害をもたらしました。

この災害に対し、消防庁長官の求めにより、6都県から22隊104名の緊急消防援助隊が出動し、被害情報の収集等に従事しました。

2 消防庁長官賞状授与式

緊急消防援助隊として出動した、101消防本部（重複含む。）及び7県（消防防災航空隊）に消防庁長官賞状を授与するにあたり、平成27年2月6日（金）、スクワール麴町において、各都府県代表消防機関及び各県の代表者が出席し、授与式を行いました。

式典では、坂本長官から、消防長及び航空隊長に賞状を授与しました。



埼玉県防災航空隊長受領



松江市消防本部消防長受領



挨拶を述べる坂本消防庁長官



受賞消防本部と県消防防災航空隊の皆様

緊急消防援助隊の出動に関する消防庁長官表彰 被表彰機関

1 広島市における土砂災害（45消防本部、3県）

- 【大阪府】 ・大阪市消防局
- 【島根県】 ・松江市消防本部 ・江津邑智消防組合消防本部 ・浜田市消防本部 ・出雲市消防本部 ・大田市消防本部
・安来市消防本部 ・隠岐広域連合消防本部 ・益田広域消防本部 ・雲南広域連合雲南消防本部
- 【岡山県】 ・岡山市消防局 ・倉敷市消防局 ・津山圏域消防組合消防本部 ・笠岡地区消防組合消防本部
・玉野市消防本部 ・東備消防組合消防本部 ・赤磐市消防本部 ・瀬戸内市消防本部 ・真庭市消防本部
・総社市消防本部 ・井原地区消防組合消防本部 ・美作市消防本部 ・高梁市消防本部 ・新見市消防本部
- 【山口県】 ・下関市消防局 ・宇部・山陽小野田消防局 ・周南市消防本部 ・山口市消防本部 ・長門市消防本部
・岩国地区消防組合消防本部 ・柳井地区広域消防本部 ・萩市消防本部 ・光地区消防組合消防本部
・下松市消防本部 ・防府市消防本部 ・美祢市消防本部
- 【愛媛県】 ・松山市消防局 ・新居浜市消防本部 ・四国中央市消防本部 ・今治市消防本部 ・東温市消防本部
・大洲地区広域消防事務組合消防本部 ・八幡浜地区施設事務組合消防本部 ・西予市消防本部
・宇和島地区広域事務組合消防本部
- 【関係県（消防防災航空隊）】 ・鳥取県危機管理局 ・岡山県消防保安課 ・高知県危機管理部

2 御嶽山における噴火災害（51消防本部）

- 【東京都】 ・東京消防庁
- 【富山県】 ・富山市消防局 ・高岡市消防本部 ・射水市消防本部 ・富山県東部消防組合消防本部
・砺波地域消防組合消防本部
- 【山梨県】 ・甲府地区広域行政事務組合消防本部 ・富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
・峡北広域行政事務組合消防本部 ・峡南広域行政組合消防本部 ・南アルプス市消防本部 ・笛吹市消防本部
- 【岐阜県】 ・岐阜市消防本部 ・大垣消防組合消防本部 ・各務原市消防本部 ・郡上市消防本部 ・多治見市消防本部
・可茂消防事務組合消防本部 ・恵那市消防本部 ・揖斐郡消防組合消防本部 ・海津市消防本部
- 【静岡県】 ・静岡市消防局 ・浜松市消防局 ・沼津市消防本部 ・富士市消防本部 ・田方消防本部
・牧之原市相良消防本部 ・伊東市消防本部 ・熱海市消防本部
- 【愛知県】 ・名古屋市消防局 ・豊橋市消防本部 ・田原市消防本部 ・蒲郡市消防本部 ・新城市消防本部
・豊川市消防本部 ・豊田市消防本部 ・衣浦東部広域連合消防局 ・春日井市消防本部 ・一宮市消防本部
・海部南部消防組合消防本部 ・大府市消防本部 ・尾三消防本部 ・海部東部消防組合消防本部
・瀬戸市消防本部 ・西春日井広域事務組合消防本部 ・岡崎市消防本部 ・西尾市消防本部
・津島市消防本部 ・小牧市消防本部 ・常滑市消防本部 ・幸田町消防本部

3 長野県北部を震源とする地震災害（5消防本部、4県）

- 【東京都】 ・東京消防庁
- 【新潟県】 ・新潟市消防局 ・上越地域消防事務組合消防本部 ・糸魚川市消防本部
- 【富山県】 ・富山市消防局
- 【関係県（消防防災航空隊）】 ・群馬県総務部 ・埼玉県危機管理防災部 ・新潟県防災局 ・山梨県総務部

3 意見交換会

消防庁において、緊急消防援助隊の一連の活動等を検証し、緊急消防援助隊の更なる円滑な運用及びその体制整備に資することを目的として、平成26年11月28日（金）（上記災害1）及び平成26年12月17日（水）（上記災害2）に意見交換会を開催しました。

意見交換会には、緊急消防援助隊として出動した代表消防機関及び消防防災航空隊並びに応援県をはじめ、現地消防本部の代表者にも出席いただき、発災直後の現地の状況から緊急消防援助隊の活動に至るまで、多様な視点から多面的な意見交換会を行いました。



意見交換会の様子

主な論点は以下のとおりです。

- 初動の情報収集について
- 初動の活動調整について
- 県内消防本部の連携について
- 活動上の課題について
- ICTの活用について
- 他機関との連携について
- 航空活動について

消防庁では、今後、発生が懸念される首都直下地震及び南海トラフ地震などの大規模災害に際し、緊急消防援助隊の出動に関する措置を迅速かつ的確に行うため、今回抽出された課題を整理し、改善に向けて検討を重ねるとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の充実・強化に努めて参ります。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 檜橋・村主
TEL: 03-5253-7527（直通）

全国救急隊員シンポジウムが相模原市で開催

救急企画室

1 救急隊員シンポジウムとは

「第23回全国救急隊員シンポジウム」が、一般財団法人救急振興財団と相模原市消防局との共催により、1月29日(木)と30日(金)の2日間にわたって、相模原市(相模女子大学グリーンホール・小田急ホテルセンチュリー相模大野・bono相模大野 市民・大学交流センター)で開催されました。

この「全国救急隊員シンポジウム」は、我が国の救急業務の充実と発展に資することを目的に全国の救急隊員や消防職員、都道府県や消防学校の職員、その他関連する医療従事者等、救急業務に関係する者が一堂に会し、実務的観点からの研究発表や意見交換を行っているもので、平成5年より毎年1回、救急振興財団と開催地消防本部とで共同開催されており、今年で23回を数えました。



1月30日(2日目)の会場外の様子



オープニングセレモニーでの地元消防団による太鼓

2 今回のシンポジウムの内容について

相模原市の市制施行60周年の記念事業の一環として開催された今回のシンポジウムは、「救命の未来予想図をいま!～はやぶさの故郷さがみはらから～」というテーマを掲げて開催されました。

開会式直後の特別講演では「救命の未来予想図」というテーマで北里大学の浅利靖教授から今後の救急救命士制度の展望や消防行政が行う救急業務の社会的な位置付け、さらには病院前救護を取り巻く諸課題への対応等についての貴重なご講演をいただきました。

また、市民公開講座「救急車を呼ぶ前に～市民が行うトリアージ～」では、119番通報や病院受診に至る前の

段階に市民が利用できる「緊急度判定のためのシステム」の一環として取り組んでいる救急相談センター(救急安心センター)(受付番号#7119)、ならびにWEB上で使用できる自己判断ツールとしての「救急受診ガイド」について紹介し、現況と課題について一緒に考えていただきました。

ライブセッションでは、「静脈路確保の成功率を上げる方法」「異常分娩における対応方法」についての実技指導が行われ、それぞれの会場は、立ち見ができるほどの盛況ぶりでした。



静脈路確保困難モデル体験



異常分娩体験

3 地元関係者の熱心な取組

当日は、雪の降り積もる足元の悪い気象条件にもかかわらず、7,000名(2日間延総人数)を超える関係者が来場し、盛大なシンポジウムとなりました。これもひとえに、主催者である一般財団法人救急振興財団や相模原市消防局をはじめ、地元医師会等関係各機関の皆様が一致協力してシンポジウム運営にあたられたご尽力の賜物であるといえます。今後もこのシンポジウムが救急業務の更なる充実と発展に資するものとなることを期待しています。

なお、次回の「第24回全国救急隊員シンポジウム」は、平成27年12月3日(木)及び4日(金)の2日間、北海道札幌市において開催されます。

問合わせ先

消防庁救急企画室 濱砂
TEL: 03-5253-7529

奈良市消防団、DMAT、DPAT合同訓練の 実施について

奈良県 奈良市消防局／奈良市消防団

1 はじめに

奈良市は2月9日、奈良市消防団、DMAT（ディーマット：災害派遣医療チーム）、DPAT（ディーパット：災害派遣精神医療チーム）合同訓練を奈良ロイヤルホテル（奈良市法華寺町）で実施しました。

この訓練は、奈良市における局所災害（大地震）を想定し、消防団による被災者の避難誘導、避難所での傷病者や精神科医療を必要とする被災者への初動対応処置ができる体制を確立することを目的に実施しました。

これまで、他の地方公共団体でも同一の総合防災訓練等に消防団、DMAT及びDPATが参加し、それぞれ個別に訓練活動する例はありましたが、今回の訓練は、実際の災害時に地域の防災・減災の中核を担う消防団が、医療の専門チームであるDMAT、DPATとの連携訓練を実施することにより、地域防災力の強化、災害時における、よりスムーズな救援・救護体制の構築を図ることが期待されます。

2 訓練実施の経緯

奈良市では、平成25年12月13日に公布された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」により、消防団を中核とした地域防災力の強化に取り組んでいるところです。



消防団員による市民・観光客の避難誘導訓練

その取組の一つとして、平成26年7月には消防団員を対象にWHO版の心理的応急処置「サイコロジカルファーストエイド（PFA）」の研修を受講し、専門家以外でもできる心理的応急処置を習得しました。災害時には、それぞれの機関が単独では機能することが難しく、消防関係機関、医療関係、行政等が連携を強化することが重要です。そこで、平时に「顔の見える関係づくり」をしていることが必要と考え、奈良市では今回の「奈良市消防団、DMAT、DPAT合同訓練」を開催することを決めました。

3 被災想定および参加者

今回の合同訓練では、「平成27年2月9日（月）午後3時10分、奈良盆地東縁断層帯を震源とする内陸型地震が発生、地震規模はマグニチュード7.0で震源の深さは約10km、奈良市内で震度6強を観測、甚大な被害が発生した」との想定で実施しました。

合同訓練では奈良ロイヤルホテルを全館貸し切り、災害対策本部、避難所（東大寺境内と想定・エリアを4分割）、さらに被災住宅等を設置し、全館停電状態で訓練を実施しました。

この合同訓練には、奈良市消防団、奈良市消防局をはじめ、災害時こころの情報支援センター、消防団員等公務災害等共済基金、DMAT（市立奈良病院）、日赤救



医療本部で避難所内の被災者の情報を共有



PFAを受講した消防団員とDPATとの連携



不安を抱える外国人観光客に対応する消防団員

護班、DPAT 9自治体、奈良県精神保健福祉センター、奈良市医師会、奈良市保健所など、計427人が積極的に参加、さらに総務省消防庁、厚生労働省、他市消防団等の消防防災関係者が訓練を視察しました。

訓練1：避難誘導訓練（2月9日（月）設定）

※発災後、消防団詰所に集合した消防団員は、副団長の指示のもと住宅地（住民）、東大寺（観光客）の2か所へ避難誘導に向かい、避難所へ被災者を誘導する。

訓練では、災害対策本部を設置し、消防団は住居や観光地等（奈良ロイヤルホテル客室を被災現場と仮想）から住民と観光客の避難誘導を実施しました。

〔設定：住宅地（3階・居室）被災者10名〕

- ・寝たきり高齢者（1名）担架搬送
- ・要介護高齢者（1名）
- ・歩行可能（8名）うち6名のみ誘導

※2名の高齢者夫婦を誘導できず。夫に認知症があり避難を拒否された。

〔設定：観光地東大寺（2階・ホワイエ）被災者10名〕

- ・負傷者（1名）担架搬送
- ・要介護高齢者（1名）車いす搬送
- ・歩行可能（8名）誘導

訓練2：避難所対応訓練（2月10日（火）設定）

※発災翌日（18時・発災後1日半経過の避難所を想定）、避難所には被災者110名と消防団員30名がいる。すでに奈良市は災害対策本部を設置。避難所責任者より災害対策本部への連絡も済んでいる。避難所には負傷者がおり、市保健所職員3名が避難所へ到着したが、医療チームは到着していない。避難所責任者より消防

団へ「他に支援の必要な方がいるか確認をし報告をしてほしい」との依頼がある。

訓練では、避難誘導を終えた消防団は、奈良市自主防災防犯協議会と避難所（奈良ロイヤルホテル宴会場を仮想）の対応にあたりました。

その後、消防団は被災者に対して心理的応急処置（PFA）を開始し、要援護者については、避難所責任者、保健師らへ報告しました。負傷者の救護に関してはDMAT、日赤救護班、救急隊と連携し、搬送協力を実施しました。さらに消防団はDPATと連携し、精神症状を呈する被災者の対応を行いました。

また、訓練では、奈良市消防団長等による災害対策本部及び避難所本部を設置する訓練も同時に行いました。

終了後には、参加者全員による「ふりかえり」を実施し、訓練で気付いた課題について各団体から報告があり、今後の訓練で再度検証していくこととなりました。

4 おわりに

訓練の目的でもありました、“災害時における連携を目標として消防関係者と医療関係者との顔の見える関係をつくる”という所期の目的は、多数の関係機関のご参加を得る事ができ、達成できたと、感じています。引き続き、今回の訓練で得た課題、問題点を徹底検証し、各関係機関と更なる連携強化及び訓練を実施し、住民や当市を訪れる観光客の皆様が安心できるよう全力で取り組んでまいります。

最後に、合同訓練実施にあたり、国立精神・神経医療研究センター災害時こころの情報支援センター 渡路子室長を始めスタッフの皆様には、ご尽力を賜りましたこと、紙面をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

大阪・南河内地域の消防広域化

広域化による連携強化で地域住民の安全・安心の確保を目指す

大阪府 富田林市消防本部

1 富田林市消防本部の概要

富田林市消防本部は、大阪府の東南部に位置し、富田林市のほか、消防事務を受託している太子町、河南町及び千早赤阪村を管轄しています。

管轄区域の北東平坦部は、南北に流れる石川をはさんで平野が広がり、古くからまちが開けたところで、特に室町時代から続く「富田林寺内町」には貴重な町並みが残されています。一方、南部は府下最高峰の「金剛山」を有し、雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵と美しい田園風景が広がり、自然景観にあふれています。また、西部丘陵地域は、計画的に開発の進んだインフラ整備の整ったニュータウンとなっています。

管轄人口は約15万3千人、管轄面積約116km²で、1本部、1署、4分署を配置し、職員161名で各種災害等に対応し、地域住民の安全・安心の確保に努めています。

2 広域化に至る経緯

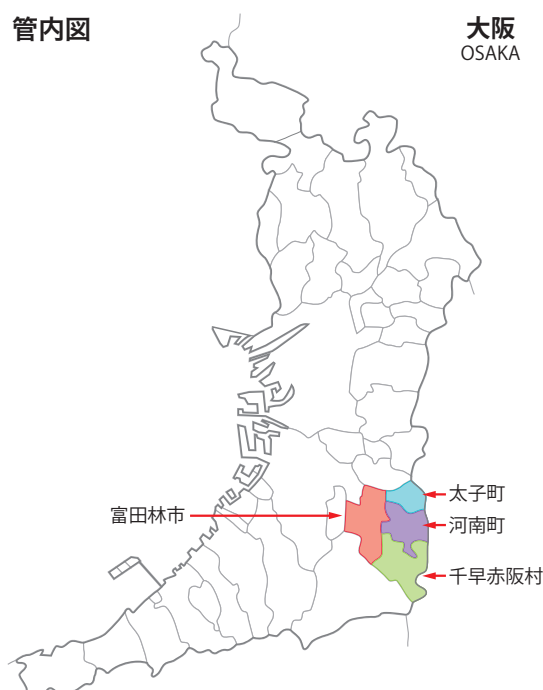
平成10年9月、富田林市と太子町・千早赤阪村が消防事務の委託に関する協定書を取り交わした後、平成12年4月より業務を開始し、1市1町1村による富田林市消防本部の広域消防業務がスタートしました。



消防事務の委託に関する協議書調印式 (H26. 7.24)
多田利喜富田林市長 (右)、武田勝玄河南町長 (左)

その後、大阪府では平成20年3月に「大阪府消防広域化推進計画」を策定し、平成23年6月に一部改訂がなされ、府内7ブロックの広域化対象市町村の枠組みが示されました。

管内図



富田林市消防本部庁舎

本市消防本部を含む南河内地域は、新ブロックとして富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村の3市2町1村の枠組みとなり、構成3市2町1村は、「南河内消防広域化協議会」を平成23年2月に設立し協議・検討を重ねましたが、広域化の実現には至らず協議会が休止状態となっています。



河南町消防庁舎は消防事務委託により河南分署として新たに業務を開始

この様な中で、河南町は近年の災害態様の多様化、複雑化かつ大規模化及び消防救急無線デジタル化等による消防・救急業務の高度化と救急件数の増加を鑑み、今後の消防体制について広域化を以て住民の安全・安心の確保に資する必要があると判断され、平成26年2月富田林市に対し、消防の広域化を申し出ることとなりました。

これを受け、協議・検討を重ねた結果、河南町の富田林市への消防事務委託方式による広域化について合意に至り、平成26年6月に富田林市及び河南町のそれぞれの議会の議決を経て、7月24日消防事務委託に関する協議書の調印式を実施し、同年10月1日から業務を開始しました。

3 広域化の効果

富田林市と河南町の消防本部機能の統合により、管理部門の効率化を図り、指令課を新たに設置し、指令部門の充実強化を行いました。

また、河南町では、各種災害規模に応じて、管轄区域外の消防署から消防隊増強が可能となり消防対応力が強化されました。一方富田林市では、広域化により救急隊1隊が増加され、年々増加する救急需要に対し、以前は

消防隊による予備救急車による臨時的運用も行っておりましたが、今では救急隊が全隊出場するような事態がほぼ解消されました。

4 おわりに

富田林市と太子町、河南町及び千早赤阪村は、歴史的にも経済・文化・生活の面などでも結びつきが強く、広域行政でごみ処理を行うための南河内環境事業組合をはじめ、大阪府から権限移譲を受けた事務の一部を共同で処理することを目的に設置された「南河内広域事務室」など、いろいろと連携して取り組んでいます。

こうした中、今回の河南町との消防事務委託方式による広域化は、東日本大震災以来、度重なる台風や竜巻、ゲリラ豪雨などの甚大な自然災害の発生により喫緊の課題である住民の安全と安心の確保が、なお一層強固なものになると考えます。

富田林市が河南町の消防事務を受託したことはゴールではなく、新たな歴史の始まりであり、今後とも、地域住民の安全・安心の確保に向けて、1市2町1村が手を携えとともに消防職員一丸となって消防体制の更なる充実強化に努めて参ります。



災害時における緊急車両等の燃料を確保するため、本市消防本部敷地内に設置された自家給油取扱所
(平成25年3月18日運用開始)

市内の24時間営業のコンビニにAEDを設置しました。

長久手市消防本部

長久手市消防本部では、平成27年3月1日から管轄である長久手市内の24時間営業全てのコンビニエンスストアに、AED（自動体外式除細動器）を設置しました。

市内の公共施設にAEDは既に設置されていますが、閉館時は使用できず、AEDの設置場所においても認知度が低いことから、市民の方がいつでも使用でき、広く普及させることが課題でした。

今回のコンビニエンスストアへの設置により、いつでも使用可能となり、設置の認知度も高まることで、今後の活用が期待されます。



共同で消防団PR活動を実施

行田市消防団

行田市消防団は、平成27年1月10日（土）行田市役所周辺を会場に実施された「平成27年行田市消防出初式」において、埼玉県並びに（公財）埼玉県消防協会と共同で消防団PRを行いました。

この取り組みは、県内の消防団員数が減少傾向にあり、大変に憂慮される状況にあることから、消防団の一層の活性化と消防団員確保を図ることを目的として行われたものです。

当日は天候に恵まれ、多くの来場者が消防団PRブースを訪れたなか、消防団の認知度を調査するためのアンケートを実施しました。



消防通信 望楼 ぼうろう

消防ヘリコプターを活用した合同訓練を実施！

逗子市消防本部

逗子市消防本部では、平成27年2月2日（月）に「二子山ハイキングコース及び南郷上ノ山公園」において横浜市消防局航空隊及び葉山町消防本部と合同訓練を実施しました。

「葉山町及び逗子市内の二子山ハイキングコースにおいて、男性1名が斜面に滑落し負傷、また、同時に別箇所でも男性1名の急病人が発生し、ともに自力歩行が不可能、搬送に時間を要するため消防ヘリコプターを要請する」という想定で実施しました。

合同訓練を通じて、救助活動時における連携強化を図るとともに、今後の協力体制を確立することができました。



消防ヘリコプターと地上部隊による救出訓練

国宝松本城消防総合訓練

松本広域消防局

平成27年1月26日、国宝松本城消防総合訓練が行われました。

この訓練は、文化財防火デーの行事の一環として行われ、松本広域消防局からは、消防車両12台と人員62名が参加しました。

前日に降った雪が天守閣に残るなか、救助隊は慎重に足場を確かめながら、はしご付消防自動車による救出活動を行いました。

当日は、消防団、自衛消防隊と連携した救急・消火訓練も行われ、日本最古の天守閣を誇る松本城を守るために、今後も関係機関との連携強化を図ってまいります。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



上級幹部科第78期

消防大学校では、総合教育（幹部教育）学科において、現に消防組織の上級幹部である職員を対象にして、その職に必要な消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させることを目的に「上級幹部科」を設置しています。

今年度は、全国より集まった48名が平成27年1月19日から2月4日までの17日間にわたる全寮制の集合教育を終え、全員が無事修了しました。

教育訓練では、消防庁長官の講話、全国消防長会会長による組織管理者としての役割等についての講話、消防庁幹部による消防行政の現状と課題や最新の消防行政の動向に関する講話を通じて、消防組織の上級幹部として職責の重さを再認識しました。

また、危機管理対応、教育技法、身体管理、惨事ストレス対策等の組織運営・管理にあたる上での必要な知識を深めるとともに、危機管理広報では各想定模擬記者会見の体験を通じた報道対応手法等を学び、さらには状況予測型図上訓練、指揮訓練等を実施しました。特に指揮訓練においては、今後発生が危惧されるといわれる首

都直下地震を想定した指揮シミュレーションを行い、大規模災害時の各都道府県及び被災地消防本部並びに緊急消防援助隊の役割・動きについての各運用要領を再確認しました。

一方、課題研究では、入校前に事前に付与した「大規模災害時における消防本部運営」等の5つのテーマについて各班で熱心に討議し、代表者が発表することで各消防本部が直面している課題について多くの意見が交わされました。

研修を終えた学生からは、「人材育成や危機管理等の諸課題に関して、有識者である講師から貴重な講義を受けることができた」、「組織の大きさに関係なく、それぞれの組織の現状の生の話を聞くことができ、大変参考になった」等の感想が多く寄せられました。

消防大学校で修得した幅広く高度な知識と磨きをかけた判断力に加え、全国の仲間から得た情報を活かし、上級の消防幹部として全国各地域において、今後さらなる消防力の充実強化のため活躍されることが期待されます。



消防庁 坂本長官による講話



全国消防長会 大江会長による講話



通常点検の様子



課題研究発表の様子

平成26年度 警防業務リーダー講習会の開催結果について

消防大学校では、現場指揮活動を行う指導・監督者を対象として大規模災害時の現場活動における指揮能力の向上及び各消防本部への教育支援を目的に、平成23年度から警防業務リーダー講習会を実施しています。

平成26年度は、東京都、宮城県、香川県、滋賀県、愛知県の5カ所で開催し、863名の消防職員が受講し、本講習会の受講者累計は、2,961名となりました。

講義では、教育指導者としての資質を向上させることを目的として、昭和女子大学大学院 山崎洋史教授による「リーダーシップと部下の指導育成」、消防大学校教務部教授による「現場指揮と安全管理」及び同校助教授による「危険予知訓練の実践」を実施しました。

受講者からは、「時代に合った指導法を学べ、考えさ

せられる点が多かった」、「現場指揮の困難性等、危機感を再認識できた」等の意見が多く寄せられました。

今後は、本講習会で習得した知識をそれぞれの職場で活用、発揮され、全国各地での警防業務の充実・強化が図られることが大いに期待されます。

なお、警防業務リーダー講習会は、今年度をもって終了することとし、平成27年度からは、教育訓練計画上の学科・実務講習のほか、警防業務リーダー講習会に引き続き、出前講座として、現場の安全管理に係る指導・監督者を対象とした、「安全管理」に特化した講習会を実施する予定です。

※ 実施詳細は、平成27年3月中に各都道府県消防防災主管課へ発出いたします。

平成26年度 警防業務リーダー講習会 開催結果

1 開催概要

開催日	開催場所	受講者数
平成26年 6月 6日	東京都 (消防大学校)	230名
平成26年 8月 1日	宮城県 (仙台国際センター)	142名
平成26年 9月 11日	香川県 (高松商工会議所)	113名
平成26年 11月 21日	滋賀県 (全国市町村国際文化研修所)	186名
平成27年 1月 30日	愛知県 (愛鉄連厚生年金基金)	192名
合 計		863名

2 実施科目

科目名	講師	時間
リーダーシップと部下育成	昭和女子大学大学院 山崎洋史教授	2時間
現場指揮と安全管理	消防大学校 教務部 教授	3時間
危険予知訓練の実践	消防大学校 教務部 助教授	2時間

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の主な報道発表について (平成27年1月26日～平成27年2月20日)

<予防課>

27.2.20	<u>平成27年春季全国火災予防運動の実施</u>	平成27年3月1日(日)から3月7日(土)まで『平成27年春季全国火災予防運動』が実施されます。
27.2.20	<u>平成26年1月～9月の製品火災に関する調査結果</u>	消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成26年1月～9月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断された火災」、「原因の特定に至らなかった火災」等の製品情報を調査しました。
27.2.17	<u>感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインの公表について</u>	大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会において、検討を行ってまいりました「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」がとりまとめられました。

<防災課>

27.2.18	<u>防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果</u>	公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていることから、これら施設を対象とした平成25年度末の耐震化進捗状況を確認するため、調査を実施しました。
---------	---------------------------------	--

<地域防災室>

27.2.16	<u>平成26年度全国消防団員意見発表会、消防庁消防団等表彰及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式の開催</u>	平成27年2月23日(月)に都市センターホテルにおいて、「平成26年度全国消防団員意見発表会、消防庁消防団等表彰及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式」を開催しました。
27.2.13	<u>消防団に関する大臣書簡</u>	消防団の充実を図るため、都道府県知事及び市区町村長に協力を依頼するため、総務大臣から書簡を发出了しました。
27.2.2	<u>第19回防災まちづくり大賞受賞団体の決定</u>	「第19回防災まちづくり大賞」について受賞団体を決定しました。受賞団体は、19団体です。

<広域応援室>

27.2.3	<u>緊急消防援助隊の出動に係る消防庁長官表彰</u>	平成26年に発生した、広島市における土砂災害、御嶽山における噴火災害及び長野県北部を震源とする地震災害に際し、緊急消防援助隊として出動した101消防本部及び7県(消防防災航空隊)に消防庁長官賞状を授与しました。
--------	-----------------------------	---



最近の通知 (平成27年1月26日～平成27年2月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第71号	平成27年2月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	新たに消防法施行令別表第一に規定される幼保連携型認定こども園の運用について (通知)
事務連絡	平成27年2月20日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市担当課	消防庁消防・救急課	消防力の整備指針に基づく消防職員の総数の算定の基となる乗換運用基準に関する質疑応答等について
消防消第26号	平成27年2月20日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防力の整備指針に基づく消防職員の総数の算定の基となる乗換運用基準について (通知)
消防予第66号	平成27年2月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	検定対象機械器具等の型式適合検定の合格表示の表示の方法について
事務連絡	平成27年2月16日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について (情報提供)
消防予第53号	平成27年2月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱について (通知)
消防運第5号	平成27年2月3日	各都道府県防災・危機管理担当部局長	消防庁国民保護・防災部国民保護運用室長	テロ災害対策の再確認及び徹底について
消防予第30号	平成27年1月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成27年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第29号	平成27年1月29日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成27年春季全国火災予防運動の実施について
閣副事態第28号・ 消防運第4号	平成27年1月27日	各都道府県国民保護担当部局長	内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付内閣参事官 消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室長	国民保護共同訓練の実施について (依頼)

広報テーマ

3 月	
①地域に密着した消防団活動の推進 ②少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	地域防災室 地域防災室

火災予防啓発ビデオの制作・発表について

予防課

1 火災予防啓発ビデオ制作の経緯

平成20年～平成24年の5年間の住宅火災による死者数を発火源別にみると、例年たばこが1位となっており、平成25年中の住宅火災による死者数も、たばこによるものが141人で最も多くなっています。また、たばこが発火源となる場合、ふとん、寝具類に着火する割合が高く、死因が一酸化炭素中毒・窒息である割合が高くなっています。

このため消防庁では、たばこ火災を未然に防ぐため普段から心がけておくべきことや、たばこ火災による被害を低減させる効果のある防災品や住宅用火災警報器、一酸化炭素警報器の重要性を周知するべく火災予防啓発ビデオ「小さな火種の知られざる恐怖～たばこ火災を防ぐために～」を制作しました。

2 火災予防啓発ビデオの内容

火災予防啓発ビデオは、たばこからの様々な出火状況（ガラス製灰皿が割れる状況、ごみ箱内に捨てたたばこからの出火、酸素療法時の喫煙による出火、寝たばこによるふとんの「くん焼」等）を実験で再現し、たばこ火災を未然に防ぐために日頃から心がけておくべきことや防災品や住宅用火災警報器、一酸化炭素警報器などの効果について、分かり易い内容の映像資料としています。

3 展開

本ビデオは、広く国民が自由に視聴及びダウンロードできるように消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/index.html）に掲載するほか、各種メディア、全国の消防機関等に提供し、幅広く活用していただくこととしています。



ガラス製灰皿が割れた状況



寝たばこによるふとんの「くん焼」

問い合わせ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523



少年消防クラブ活動に参加しませんか

地域防災室

少年消防クラブは、子どもたちが防火・防災について学び、訓練や講習など様々な体験を通して、消火や応急手当などの知識・技術を身に付けることを目的として活動しているクラブです。学校、町内会、消防署、消防団（分団）などの単位で組織されていることが多く、平成26年5月1日現在、日本全国で4,558クラブ、小学生から高校生までの約42万人のクラブ員が活動しています。

少年消防クラブの活動内容は、クラブによって様々ですが、主に以下のような活動が行われています。

(1) 防災マップ作り

クラブ員が自分たちの住むまち・地域を実際に歩き、消火栓の場所や災害時の危険箇所などを把握し、防災マップを作成することを通じて、地域の防災に対する理解を深めています。

(2) 防火パトロールの実施

日頃より地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるため、消防職員・団員等とともに、防火パトロールや防火パレードなどの防火広報活動を行っています。

(3) 研究発表（ポスター等作成）

防火・防災に関する研究を行い、その成果をまとめたレポートやポスター、防火新聞等を作成して校内に展示したり、各家庭に配布したりして、火災予防や防火・防災意識の高揚に努めています。

(4) 防災訓練等への参加

防災訓練や防災講習会等への参加、消防署への見学・訪問等を通じ、火災の知識や地震等の自然災害が発生する仕組みを学習したり、消火器などを使った初期消火の方法、ロープワーク、応急手当の方法等を学んだりしています。

(5) 防災キャンプ

主に夏休みを利用して、学校の体育館や運動場等に寝泊まり（避難所体験訓練）し、炊き出しを実施する等、普段なかなか体験できない活動を通じて、仲間との連帯感を高めています。

少年消防クラブの活動は、命や暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、地域と関わりを持ち、幅広い年齢層の仲間と交流を深める機会にもなっており、人間形成や地域社会への参加の面でも大変有意義な活動です。

加えて、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、「少年消防クラブ」が初めて法律に明記され、少年消防クラブに対する期待は、ますます高まっています。

消防庁では毎年、活発な活動を行っている少年消防クラブやその活動を支える指導者に対する表彰を実施しており、平成25年度は、特に優良なクラブ19団体、優良なクラブ31団体、優良な指導者9名を表彰しました。

また、少年消防クラブ員が、消防の実践的な活動を取り入れた合同訓練等を通じて他の地域の少年消防クラブ員と親交を深める「少年消防クラブ交流会」を、平成24年度に東日本のクラブを中心に岩手県で、平成25年度に西日本のクラブを中心に徳島県でそれぞれ開催し、平成27年度は初めての全国大会を徳島県において開催する予定です（平成26年度は台風等の影響により中止しました）。

身近な生活の中から火災・災害を予防する方法等を学ぶ少年消防クラブに参加してみませんか。少年消防クラブへの参加、活動内容等については、お住まいの近くの消防署や市町村にお問い合わせください。



防火パトロールの様子
(大分県佐伯市 ムササビ少年消防クラブ)
(提供：佐伯市消防本部)



防災マップづくりの様子
(北海道札幌市 東月寒少年消防クラブ)
(提供：札幌市消防局)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 山下、橋本、山本
TEL: 03-5253-7561

制作 一般財団法人日本防火・危機管理促進協会

後援 消防庁 全国消防長会

春の全国火災予防運動

3月1日～3月7日

もういいかい

火を消すまでは

まあだだよ

備えよう!
住宅用
火災警報器



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



広瀬すず

消防の動き 2015年3月1日発行第527号(毎月1回発行) 編集発行/消防庁総務課(Fire and Disaster Management Agency) 住所/〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話03(5253)7521 FAX 03(5253)7531